

嘉麻市デマンド運行型バス予約受付業務に係るプロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

嘉麻市デマンド運行型バス予約受付業務委託

(2) 業務の目的

地域住民の移動手段の確保を目的として、嘉麻市デマンド運行型バス運行予約受付等の実施にあたり、遂行能力のある事業者を選定する手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(3) 業務の内容

別紙「嘉麻市デマンド運行型バス予約受付業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(ただし、契約締結日の日から令和4年6月30日までは業務の準備期間とする。)

(5) 見積上限額

本業務に係る見積上限額は6,100,000円(消費税及び地方消費税を除く)とする。

2 選定方法

公募型プロポーザル方式

3 問い合わせ及び各種書類の提出先(担当部署)

嘉麻市地域活性推進課地域活性推進係(担当:村上)

〒820-0292 嘉麻市岩崎1180番地1(嘉麻市役所本庁舎3階)

電話 0948-42-7404(直通) FAX 0948-42-7095

4 実施スケジュール等

運行業者選定までのスケジュールは次のとおりとする。

内容	時期
実施要領等資料配布	令和4年4月28日(木)
質問受付期間	令和4年4月28日(木)から令和4年5月11日(水)
質問回答期限	令和4年5月12日(木)
参加申込提出期間	令和4年4月28日(木)から令和4年5月13日(金)
参加資格審査結果通知発送	令和4年5月16日(月)

提案書提出期間	令和4年5月16日（月）から令和4年6月3日（金）
プレゼンテーション	令和4年6月 6日（月）頃

5 参加資格要件

参加申込み時点において、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 令和4年度版嘉麻市物品等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者で過去5年以内（平成29年度以降）に、当該業務と同種、同規模の業務を実施した又は実施している実績のある者。
- (2) 嘉麻市内、飯塚市内又は嘉穂郡内に事務所（主たる営業所）又は支店等を有する法人であること。
- (3) 法人又はその代表者が次の各号に該当しないこと。なお、契約締結までの期間に該当することとなった場合は、受託者としての資格を喪失したものとする。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの。
 - ② 募集開始日から提案までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置を受けているもの。
 - ③ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っているもの。
 - ④ 破産法に基づく、破産手続き開始の申し立てを行っているもの。
 - ⑤ 所得税、法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税に未納があるもの。
 - ⑥ 嘉麻市政治倫理条例第6条各号の規定に該当するもの。
 - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの。又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。

6 参加申込書の提出

- (1) 本業務の業者選考に参加する意思のある業者は、プロポーザル参加申込書（様式2号）とあわせて以下の資料をファイルに綴じ、下記の要領で提出すること。
 - ① 企画提案書提出意思表明書（様式第2号）
 - ② 同種業務実績一覧表（様式第3号）
 - ③ 納税証明書（市税 滞納（未納）のない証明） ※写し可
※法人の場合は、会社及び代表者の納税証明
 - ④ 公共料金等納入証明書（領収書でも可※最低直近6カ月分） ※写し可
※法人の場合は、会社及び代表者の納税証明
 - ⑤ 使用印鑑届（様式第4号）
 - ⑥ 印鑑証明書 ※写し可
 - ⑦ 登記簿謄本及び代表者の住民票抄本 ※写し可
 - ⑧ 財務諸表類（決算報告書、直前1年分）の写し
 - ⑨ 営業実態調査その1、その2（様式第5号、第6号）

- ⑩ 誓約書（様式第7号）
 - ⑪ 役員名簿（様式第8号） 個人の場合は代表者のみ記入
 - ⑫ 委任状（支店等への委任がある場合）
- (2) 提出方法及び提出場所
担当部署へ持参又は郵送で提出すること。ただし、持参の場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、参加申込書提出期間内必着とする。
- (3) 提出期限
令和4年5月13日（金）午後5時まで（必着）

7 質問受付及び回答

- (1) 受付期間
令和4年4月28日（木）から令和4年5月11日（水）まで。ただし、持参の場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時まで。
- (2) 提出方法
質問書（様式1号）に記入のうえ、FAX又は担当部署窓口へ持参し提出すること。
※ FAXによる質問書の提出においては、送信後に電話で担当部署へ連絡すること。
- (3) 回答期限
令和4年5月12日（木）
- (4) 回答方法
嘉麻市ホームページに掲載する。なお、質問に対しては、個別に回答は行わず、電話等の対応も一切受け付けない。

8 提案書の提出

参加申込書に基づき審査を行い、参加資格を有する事業者に対しては、令和4年5月13日（金）に提案書提出依頼通知を送付（FAX及び原本郵送）するものとする。なお、提案書提出の際には、提案書提出依頼通知を持参すること。

- (1) 受付期間
令和4年5月16日（月）から令和4年6月3日（金）
- (2) 提出書類
- ① 企画提案書（様式10号）
 - ② 見積書（様式第11号）
- (3) 提出部数
正本1部、写し6部 ※見積書については写し不要

(4) 提出方法及び提出場所

担当部署へ持参又は郵送で提出すること。ただし、持参の場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、提案書提出期間内必着とする。

(5) 辞退届の提出

辞退する事業者は、提案書の提出期限までに担当部署に参加辞退届（様式第9号）を持参しなければならない。なお、辞退によりその他事業において不利益を被ることはないものとする。

9 業者選定委員会の設置

本プロポーザルの審査を行う機関として、嘉麻市デマンド運行型バス予約受付業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

10 審査方法

審査は、委員会が提案書の提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査基準に基づき審査及び採点し、各委員が採点した点数に基づき集計した総合得点（以下「総合得点」という。）の高い順に順位を決定する。

(1) プレゼンテーション

プレゼンテーションの日時等の詳細は別途通知するが、概ね次のとおり実施する。

① 実施日

令和4年6月6日（月）（予定）

② 審査時間等

1事業者につき30分以内としプレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分以内とする。

③ 審査の順番は、提案書類の受付の順による。

④ プレゼンテーション当日における説明員等の参加人数は3名以内とする。

⑤ プレゼンテーションは非公開とし、プレゼンテーションの際にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、担当部署へ事前に連絡し、機材は事業者で用意すること。

11 審査基準及び配点

審査基準	配点
管理体制	10
業務対応	20
オペレーターの教育体制	20

施設及び機器類の保全	10
個人情報の取り扱い	25
業務実施に係る独自の提案	10
必要経費（見積額）	5
合 計	100

12 契約予定者の決定及び審査結果の通知等

- (1) 委員会は、契約予定者として順位の上位者から、最優秀者1社及び優秀者1社を選定する。ただし、総合得点が配点総額の6割未満の場合は契約予定者の選定は行わない。
- (2) 総合得点が同一の場合は、委員会の合意により最優秀者及び優秀者を決定する。
- (3) 当該プロポーザルに参加した事業者が1者の場合であっても、当該プロポーザル実施要領に基づき審査を実施する。
- (4) 審査の結果については、すべての参加事業者に通知する。なお、選定に関する異議等は受け付けない。

13 契約の締結

業務の契約に関し、最優秀者と本業務の仕様書及び企画提案、ヒアリング時の回答等の内容をもとに協議し、仕様書を調整のうえ契約の締結を行う。ただし、契約に係る協議が不調となった場合は、優秀者に選定された者と同様の協議を実施するものとする。なお、提案された内容については、見積書に記載した金額内で実施できることを確約したものとみなす。

14 失格条項

次の事項のいずれかに該当する場合には、事業者を失格とし、そのプロポーザルの提案は無効とする。

- (1) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合していない場合。
- (2) 記載された事項が提出条件に適合しない場合。
- (3) 参加申込及び提案書等の記載を求められた事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (4) 虚偽の内容が記載された場合。
- (5) 事故等緊急時を除き、審査に遅刻、欠席した場合。
- (6) 審査の公平性を害する行為を行った場合。
- (7) 契約が締結できない又は締結の意思が認められない場合。

15 その他

- (1) 提出された書類等は一切返却しない。
- (2) 参加申込及び提案書等の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (3) 提出された書類等は提案者に無断で当該プロポーザル以外に使用しない。

- (4) 提出された書類等は審査及び説明の目的に、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- (5) 提案内容は非公開とする。
- (6) 提案書の作成のために嘉麻市から受領した資料は、嘉麻市の了解なく公表してはならない。
- (7) 審査結果について一切の異議申し立ては出来ないものとする。
- (8) 当該プロポーザルの参加、資料の作成、提出に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (9) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。
- (10) 企画提案等の資料作成にあたっては、嘉麻市内を運行する公共交通の状況及び嘉麻市総合バスステーションの施設内容を十分理解したうえで作成すること。